

尼崎市公告第37号

総合評価一般競争入札の施行について

地方自治法第234条の規定に基づき、次のとおり総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。以下同じ。）を行う。

令和5年4月17日

尼崎市長 松 本 眞

1 入札対象

(1) 事業名

第1工場跡地整備・運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業場所

尼崎市大高洲町8番地

(3) 事業期間

本事業に係る契約の締結日から令和33年3月31日まで

(4) 事業内容

事業者が既存施設の解体の設計及び施工並びにごみ焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設その他の施設についての建設の設計及び施工並びに運営を一括して受託する方式により実施する本事業に係る次に掲げる業務

ア 調査等に関する業務

(7) 電波障害調査業務

(イ) 解体撤去に必要なアスベスト、ダイオキシン類等の調査業務

(ウ) 施設の整備に必要な調査業務（補完的な測量、地質調査等を含む。）

(エ) 施設の整備及び供用に係る環境影響評価業務（事後調査）

イ 設計に関する業務

(7) 整備対象施設の実施設設計業務

(イ) 解体対象施設の解体設計業務

ウ 建設等に関する業務

(7) 整備対象施設のプラント工場の業務

(イ) 土木建築工事（旧尼崎市立クリーンセンター第3工場跡地（以下「第3工場跡地」という。）に整備する施設への自営線の敷設に係る工事を含む。）の業務

(ウ) 解体撤去工事（土壌汚染対策工事を含む。）の業務

(エ) その他の工事等（試運転及び運転指導、警備設備に係る工事、電力、用水、ガス、排水、雨水、電話等各種ユーティリティの引込みに係る工事、既存し尿処理施設稼働継続工事（仮設トイレ、電源引込み、工業用水配管、上水引込み、インターネット引込み、下水側テレメータ、投入弁開閉等に係る工事）その他必要な工事）の業務

エ 運営に関する業務

(7) 廃棄物の受入管理業務

(イ) 運転管理業務

- (ウ) 維持管理業務（第3工場跡地に整備する施設への自営線の維持管理に係る業務を含む。）
- (エ) 環境管理業務
- (オ) 情報管理業務
- (カ) 発電電力管理（第3工場跡地に整備する施設への令和13年度以降の電力供給を含む。）に係る業務の一部
- (キ) 啓発業務（施設見学に関する案内等を含む。）
- (ク) その他関連業務（見学者、来場者等の対応、清掃、植栽管理、防火管理、防災管理、警備、防犯、説明用パンフレットの発行等に係る業務）
- (ケ) 運営状況のセルフモニタリングに係る業務

オ その他の業務

- (ア) 工事監理業務
- (イ) 事業者が行うべき必要な諸官庁届出等の業務
- (ウ) 交付金申請等市が行う諸官庁届出等の支援業務
- (エ) 工事に対する苦情対応等事業者が行うべき近隣対応業務
- (オ) 市が行う近隣対応の支援業務

2 入札の方法

総合評価一般競争入札

3 入札参加資格

別添1の入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を満たすこと。

4 入札説明書等の公表

入札説明書その他本件入札に関する書類（以下「入札説明書等」という。）は、随時、下記の市のウェブサイトにおいて公表する。

アドレス <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

5 現地見学の申込み

(1) 日時

令和5年4月24日から同年10月5日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）において、市長が認める日

午前9時から午後5時までの間において、市長が認める時刻

(2) 場所

上記1(2)に掲げる場所

(3) 申込方法

現地見学参加申込書に必要事項を記入のうえ、これを電子メールにより下記アドレスに送信すること。

アドレス ama-shisetsukensetsu@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 申込期限

見学希望日の7日前に相当する日の午後12時までに必着

6 入札説明書等に関する質問

本件入札に参加しようとする者（グループにあっては、その構成企業）は、入札説明書等に関する質問書を次のとおり提出することができる。

(1) 提出方法

入札説明書等に関する質問書に必要事項を記入のうえ、これを電子メールにより上記5(3)のアドレスに送信すること。

なお、当該書類の送信後、速やかに、下記の電話番号に電話して、当該書類を送信した旨を連絡すること。

電話番号：06-6409-0301

(2) 提出期限

ア 第1回

令和5年4月18日から同年5月12日まで（同日にあっては、午後5時までに必着）

イ 第2回

令和5年7月3日から同月28日まで（同日にあっては、午後5時までに必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答内容は、質問者の正当な利益を害するおそれのあるものを除き、(2)アの期間に受け付けた質問にあっては令和5年5月31日を目途に、(2)イの期間に受け付けた質問にあっては同年8月18日を目途に、上記4のウェブサイトに掲載する。

7 入札参加資格の審査

(1) 本件入札に参加しようとする者（グループを含む。以下同じ。）は、参加表明書、参加資格審査申請書その他市長が別に定める書類（以下「参加表明書等」という。）に必要事項を記入のうえ、これらを郵送（その送達の実を証明することができる方法に限る。）又は持参により市長に提出し、入札参加資格の審査（以下「参加資格審査」という。）を受けなければならない。

(2) 受付の期間

ア 持参による場合

令和5年6月1日から同月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 郵送による場合

令和5年6月1日から同月16日まで（同日にあっては、午後5時までに必着）

(3) 受付の場所

尼崎市大高洲町8番地

尼崎市経済環境局環境部（施設建設担当）

(4) (2)の受付の期間内に参加表明書等を提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(5) 参加資格審査により入札の参加資格があると認められた者が本件入札の日までの間に入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該者は本件入札に参加することができない。

(6) 参加資格審査により入札参加資格があると認められた者には、参加資格確認通知書を電子メールにより送信する。

8 入札書等及び提案書の提出

(1) 参加資格審査により入札参加資格があると認められた者は、入札金額その他必要事項を記入した入札書、見積書及び内訳書（以下「入札書等」という。）を入札書等の提出用封筒に封入し、必要事項を記載した提案書及び基本設計図書とともに市長に提出しなければならない。

(2) 受付の日時及び場所

ア 日時

令和5年10月6日

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 場所

上記7(3)に掲げる場所

(3) 入札書等及び提案書の提出は、(2)イの場所への持参に限る。

(4) 提出した入札書等及び提案書の書換え、引換え、撤回等は、原則として認めない。

9 入札辞退の申出

(1) 参加表明書等を提出した者が本件入札を辞退する場合は、辞退届を持参により市長に提出しなければならない。

(2) 受付の場所

上記7(3)に掲げる場所

10 入札保証金

免除する。

11 予定価格及び最低制限価格

(1) 予定価格

72,770,000,000円（本事業に係る基本契約、工事請負契約及び運営委託契約（以下「本件契約」という。）の総額。消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(2) 最低制限価格

設定しない。

12 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年12月中旬において市長があらかじめ指定する日

午後1時以降において市長があらかじめ指定する時刻

(2) 場所

尼崎市大高洲町8番地

尼崎市大高洲庁舎2階2-8会議室

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格がない者若しくは7(6)の参加資格確認通知書を受領しなかった者又はこれらの代理人がした入札

(2) 委任状を提出せずに代理人がした入札

(3) 指定した期間内に提出されなかった入札

(4) 所定の入札書及び入札書等の提出用封筒によらない入札

- (5) 入札者（グループにあっては、入札をしたその代表企業（提出された参加表明書等にグループの代表として記載された企業をいう。）。以下同じ。）若しくはその代表者又はその代理人の記名押印がない入札
- (6) 提案書類提出書及び見積書の提出者印と異なる印鑑を押印した入札
- (7) 代理人が入札する場合において、委任状の受任者使用印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (8) 入札者又はその代理人が1人で本件入札について2通以上の入札をした場合、その全部の入札
- (9) 入札者及びその代理人が本件入札についてそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- (10) 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札
- (11) 入札金額が訂正された入札
- (12) 本件入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (13) 入札金額の全てにアラビア数字が用いられていない入札
- (14) 入札金額の直前に円記号が記載されていない入札
- (15) 郵便により送付された入札
- (16) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (17) 提出された書類に虚偽の記載をした者を構成企業とするグループ又はその代理人がした入札
- (18) その他本件入札に関する条件に違反した入札

1 4 落札者の決定の方法

有効な入札を行った者のうち、尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会において別添2の落札者決定基準に基づき選定された者を基本として決定する。

1 5 落札者の決定の取消し

落札者が、下記16(2)の仮契約を締結するまでに入札参加資格の要件を満たさなくなったとき等には、落札者としての決定を取り消すことがある。

1 6 事業契約の締結に関する事項

- (1) 落札者は、落札者決定の通知を受けた日から5日以内に、基本協定書（案）に基づき、本事業の実施に関する基本協定を市と締結しなければならない。
- (2) 本事業に係る工事請負契約（以下「本件工事請負契約」という。）については、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条に規定する尼崎市議会の議決を要する契約に該当するため、尼崎市契約規則（以下「契約規則」という。）第30条の規定により、落札者等と本件契約に係る仮契約を締結し、尼崎市議会の議決後、本件契約に係る本契約を締結する。
- (3) 本件契約に係る仮契約の締結の日から本件契約に係る本契約の締結の日までの間において、落札者が入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を解除する。この場合において、落札者等がこれにより損害を受けても、市は、その損害について賠償等の責任を負わない。
- (4) 本件契約は、尼崎市公共調達基本条例第11条第1項に規定する対象契約に該当するため、本件契約を締結する者は、本事業の実施に当たり労働関係法令遵守状況

報告書等の提出が必要である。

17 契約保証金

次に掲げる契約の区分に応じ、当該号に定めるとおりとする。ただし、地方自治法施行令第167条の16第2項において準用する同令第167条の7第2項の規定により担保の提供をもって代える場合又は契約規則第32条の規定により契約保証金を免除する場合は、この限りでない。

(1) 工事請負契約

本件工事請負契約の契約金額の100分の5に相当する金額以上の契約保証金を本件工事請負契約の締結日までに納付するものとする。

(2) 運営委託契約

本事業に係る運営委託契約に基づく各事業年度の委託料の100分の5に相当する金額以上の契約保証金を当該各事業年度の開始日までに納付するものとする。

18 契約不適合保証金

本件工事請負契約を締結する者は、本件工事請負契約の契約金額の100分の5に相当する金額以上を契約不適合保証金として、その業務が完了するまでに納付すること。ただし、既に納付している契約保証金を契約不適合保証金に充当する場合又は履行保証保険に契約不適合特約が付されている場合は、この限りでない。

契約不適合保証金は、目的物の引き渡しを受けた日から市長が別に定める留保期間の経過後、損害等に契約不適合保証金を充当した金額を除き、返還する。

19 その他

(1) 本件入札を公正に執行することができないと認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、本件入札の執行を延期し、又は中止することがある。

(2) 入札参加資格の審査を受けた者の名称及び数は、落札者が決定するまで公表しない。

(3) 本件入札は、上記に定めるもののほか、入札説明書等にのっとり行う。